

第5分科会

権利擁護

- 障害者権利条約から育成会活動を考える
- ・虐待を「しない」・「されない」ための育成会活動
 - ・成年後見制度の利用促進のための育成会活動

————— コーディネーター —————

阪田 健嗣

島根県社会福祉士会 副会長

————— 基 調 講 演 —————

大塚 晃

上智大学総合人間科学部 社会福祉学科 教授

————— 提 案 者 —————

曾根 直樹

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 虐待防止専門官

佐藤恵美子 (岡山県)

特定非営利活動法人ゆずり葉の会 理事長

細川 瑞子

前社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会中央相談室 室長

基調
講演

障害者権利条約で何が変わったか

上智大学総合人間科学部 社会福祉学科 教授
大塚 晃

Blank lined area for notes.

はじめに

障害者の権利擁護の重要性が日増しに高まっている。しかし、「権利擁護とは何か」と問われると、答える人によってその内容は異なっている。例えば、知的障害者及び発達障害者に関しては、多くの場合日常生活及び社会生活等において自分の権利を擁護することが困難であると言われてきた。この意味では、権利擁護とは、一般的には「自己の権利や援助のニーズを表明することの困難の障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと」（中央法規出版部編『社会福祉用語辞典』中央法規出版、2001年）すなわち「代弁」と言えよう。しかし、本人に代わって「代弁」していくことが本人にとっての最善の利益となっているのか。あるいは、表明することの困難と思われていた人の多くが、何らかの形で意思を表明することができるのではないかということがわかってきた。その意味での、「意思決定支援」の登場である。

1. 権利擁護と虐待防止

障害者総合支援法第二条第三項は市町村の責務として「障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関との連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。」とし、同法・第七十七条は市町村の地域生活支援事業において相談支援を「…地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき…相談に応じ…障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者の権利の擁護のために必要な援助を行う事業。」とし、相談支援事業における権利擁護を規定している。障害者の権利擁護は、法の規定するように虐待の防止をはじめ広く捉えられるものである。

障害者虐待防止法は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的として、平成24年10より施行されている。また、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6、障害者差別解消法が制定され、施行は平成28年4月を予定している。障害者差別解消法は、そもそも障害者の権利に関する条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として行われたものであるが、その障害者の権利条約をわが国は、平成26年1に批准し、同年2月に発効させた。

2. 障害者権利条約と合理的配慮

障害者権利条約は、障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等を一般原則とするとともに、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを締約国の一般的義務とし、障害のある女子及び児童を含む障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらの人権及び基本的自由を確保し、及び促進するための措置を締約国がとること等を定めている。障害者権利条約及び障害者差別解消法における「『障害を理由とする差別』とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。」とされている。今後は、何が差別にあたるのか（障害者個々

の合理的配慮とは何かを含めて)が大きな課題となり、差別に当たる事案(合理的配慮がなされていない場合を含めて)についてどのような仕組みの中で解決していくかが問われている。

3. 障害者権利条約と意思決定支援

平成25年4月から施行されている障害者総合支援法等において、「指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者等は、障害者の意思決定の支援に配慮するとともに、常にその立場に立って支援を行うよう努めなければならないものとする。」などの障害者及び障害児への意思決定の支援が規定された。意思決定の支援とは何か、どのように行っていくのか。その仕組みはどのように構築していったらよいか問われている。

一方、障害者権利条約の第十二条、法律の前にひとしく認められる権利においては、

- 1 締約国は、障害者がすべての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者と平等に法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用することができるようにするための適切な措置をとる。

とされている。

障害者権利条約の「法律の前にひとしく認められる権利」の観点からすればわが国の成年後見制度は、「代理人による意思決定」という形態と判断される。障害者権利条約は、成年後見、保佐、補助を直ちに見直し、基本的には廃止されるべきものと判断している。わが国の成年後見制度に代わる仕組みとして、行為能力の制限が伴わない支援の在り方、その一つが支援された意思決定(supported decision-making)である。これは、支援によって意思決定をなそうとするもので、後見制度(guardianship)のように代わりにしてしまうものではない。この意味では、障害者権利条約は、意思決定の支援という表現を通して、わが国の成年後見制度への見直しを迫っているもものと理解できる。インクルージョン・ヨーロッパは、意思決定支援システムの重要な要素として、1. セルフアドボカシーの促進と支援、2. 個人の最善の利益を守るための主流となる機構の活用、3. 意思決定システムによる伝統的な後見人制度の置き換え、4. 意思決定の支援等を挙げている。

さいごに

このように世界及びわが国の権利擁護を取り巻く情勢が大きく変化する中で、改めて、知的障害者にとっての「権利擁護とは何か」。また、権利擁護の仕組みをいかに構築していくか、その際、本人や家族及び親の会の役割などについて検討したい。

提 案 権利擁護と障害者虐待防止

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 虐待防止専門官

曾根 直樹

権利擁護と障害者虐待防止

平成26年9月27日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活支援推進室

虐待防止専門官
障害福祉専門官 曾根 直樹

講演の内容

1. 法施行で何が変わったのか
2. 平成24年度の障害者虐待対応状況調査結果
3. 成年後見制度について
4. 虐待事例の報道から考える
5. 支援の質の向上

1. 法施行で何が変わったのか

1. これまでの経緯

平成12年
児童虐待の防止等に関する法律成立

平成13年
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)成立

平成17年
厚生労働省「障害者虐待防止についての勉強会」

平成17年11月
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立
附則2項
「高齢者(65歳以下の者)以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするもの(障害者等)に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨が定められた。」

平成23年6月
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律成立

平成24年10月 法律施行
* 10月までには全都道府県が「障害者権利擁護センター」の業務を開始。また、合わせて全市町村が単独又は複数の市町村で共同して「市町村虐待防止センター」の業務を開始。

2. 障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にあって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。

- ①養護者による障害者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③使用者による障害者虐待

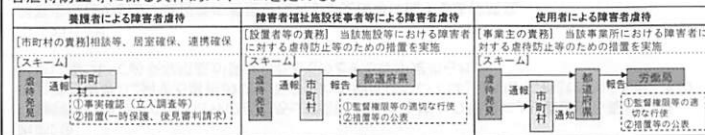
3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)

- ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
- ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
- ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を生ずる言動を行うこと)
- ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
- ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

5

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等に適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
- 4 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

6

市町村の役割と責務

市町村障害者虐待防止センター

- ① 養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による障害者虐待 } 通報・届出の受理
- ② 養護者による障害者虐待の防止
養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言
- ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発

- ・休日や夜間の連絡体制
- ・業務の全部又は一部の委託可
※市町村の担当部局との常時の連絡体制を確保する必要がある
- ・住民や関係機関への周知
※市町村障害者虐待防止センターの電話番号等
※休日・夜間対応窓口

養護者による障害者虐待について

- ・関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備
- ・通報又は届出に対する速やかな安全確認、事実確認、対応の協議
- ・立入調査の実施、警察署長に対する援助要請
- ・養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置
- ・虐待を受けた障害者を保護するための措置と、そのための居室の確保
- ・保護した障害者の養護者の面会の制限
- ・成年後見制度開始の審判請求

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ・通報又は届出を受けた場合の事実確認等
- ・通報又は届出を受けた場合の都道府県への報告
- ・社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使

使用者による障害者虐待について

- ・通報又は届出を受けた場合の都道府県への通知

7

都道府県の役割と責務

都道府県障害者権利擁護センター

- ① 使用者虐待に関する通報又は届出の受理
- ② 市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ③ 障害者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介
- ④ 障害者及び養護者支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等
- ⑤ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供
- ⑥ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する広報・啓発
- ⑦ その他障害者虐待の防止等のために必要な支援

- ・休日や夜間における連絡体制の確保
- ・業務(②を除く)の全部又は一部を委託することができる。
- ・住民や関係機関に周知
- ・使用者による障害者虐待の通報窓口であることや都道府県の担当部局の周知
- ・休日・夜間対応窓口についてもあわせて周知

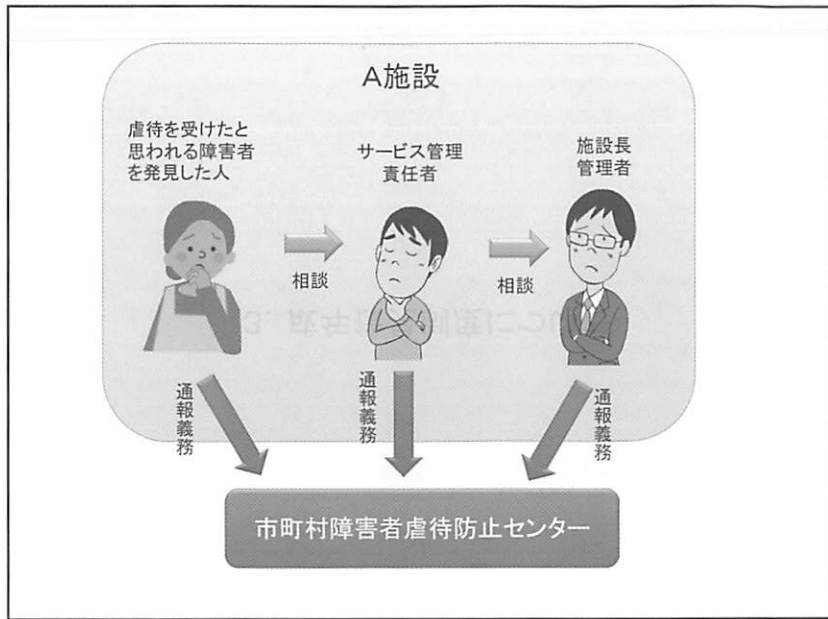
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ・社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使
- ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の措置等の公表

使用者による障害者虐待について

- ・使用者による障害者虐待の都道府県労働局への報告

8



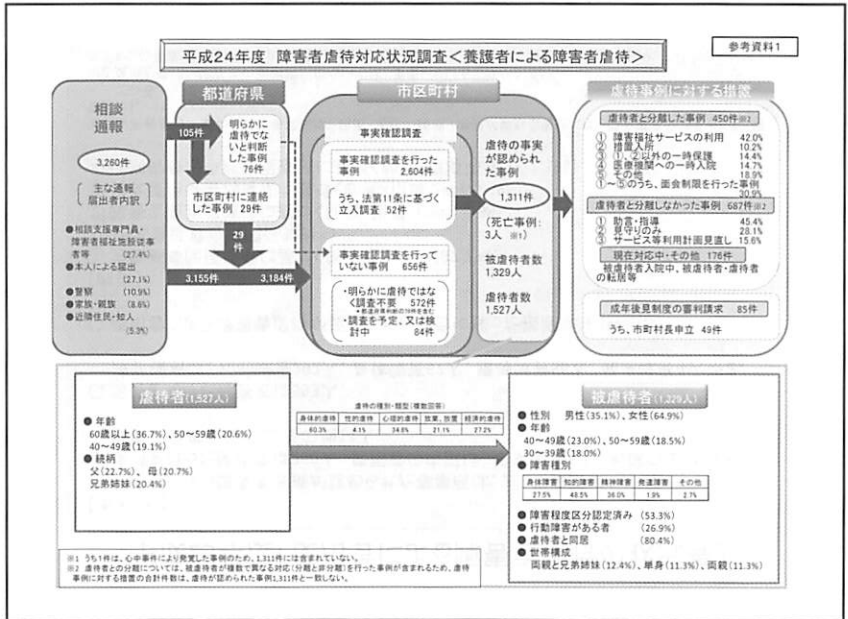
2. 平成24年度 障害者虐待対応状況調査の結果

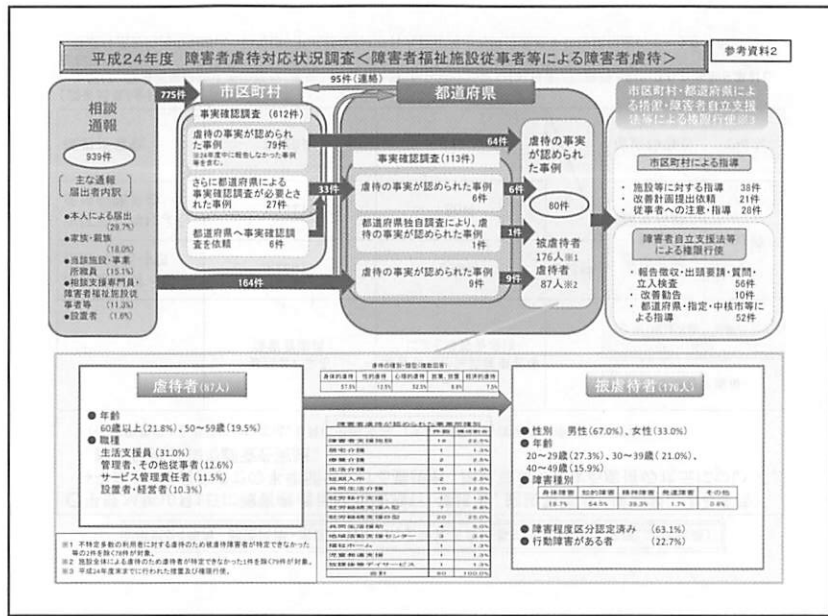
平成24年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

○平成24年10月1日に障害者虐待防止法施行(養護者、施設等職員、使用者による虐待) → 平成25年3月末までの半年間における養護者、施設職員等による虐待の状況について、都道府県経由で調査を実施。
(※使用者による虐待については、6月に公表済み(大臣官房地方課労働紛争処理業務室))

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	
			虐待判断 件数(事業所数)	被虐待者数
市区町村等への 相談・通報件数	3,260件	939件	303件	133件
市区町村等による 虐待判断件数	1,311件	80件		
被虐待者数	1,329人	176人		194人

【調査結果(全体像)】
 ・上記は、障害者虐待防止法の施行(平成24年10月1日)から平成25年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。
 ・都道府県労働局の対応については、平成25年6月28日大臣官房地方課労働紛争処理業務室のデータを引用。





平成25年度「使用者による障害者虐待の状況等」

【ポイント】

○使用者による障害者虐待が認められた事業所は、253事業所※1。
虐待を行った使用者は260人。使用者の内訳は、事業主215人、所属の上司29人、所属以外の上司2人、その他14人。

○虐待を受けた障害者は393人。
障害種別は、知的障害292人、身体障害57人、精神障害56人、発達障害4人※2。

○使用者による障害者虐待が認められた場合に採った措置は389件※3。

【内訳】

- ①労働基準関係法令に基づく指導等 341件 (87.7%)
(うち最低賃金法関係308件)
- ②障害者雇用促進法に基づく助言・指導 37件 (9.5%)
- ③男女雇用機会均等法に基づく助言・指導 2件 (0.5%)
- ④個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等 9件 (2.3%)

※1 障害者虐待が認められた事業所は、届出・通報の時期、内容が異なる場合には、同一事業所であっても、複数計上している。

※2 虐待を受けた障害者の障害種別については、重複しているものがある。

※3 1つの事業所で使用者による障害者虐待が複数認められたものは、複数計上している。

3. 成年後見制度について

各法に盛り込まれている成年後見制度に関する規定

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成25年4月施行）」や「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成26年4月施行）」において、事業者が障害者等の立場に立ってサービスを提供する努力義務を課するとともに、成年後見に係る市町村の体制整備等に関する規定を盛り込んでいる。

障害者総合支援法（第77条） 【平成25年4月施行】

（市町村の地域生活支援事業）
市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。
・ 障害者の民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業

知的障害者福祉法（第28条の2） 【平成25年4月施行】
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（第51条の1の3） 【平成26年4月施行】

（審判の請求）
市町村長は、知的障害者（精神障害者）につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七條、第十一條、第十三條第二項、第十五條第一項、第十七條第一項、第八百七十六條の四第一項又は第八百七十六條の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

（後見等を行う者の推薦等）
市町村は、前条の規定する審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下、この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

・ 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

成年後見制度利用支援事業

(障害者関係)

1. 目的
障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。
2. 事業内容
成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。
※平成24年度から市町村地域生活支援事業の必須事業化
3. 事業創設年度
平成18年度
4. 平成25年度予算(障害者関係)
地域生活支援事業460億円の内数
※【市町村事業補助率】国1/2以内、都道府県1/4以内で補助
5. 事業実施状況(障害者関係)
平成24年4月1日現在 1240市町村

13

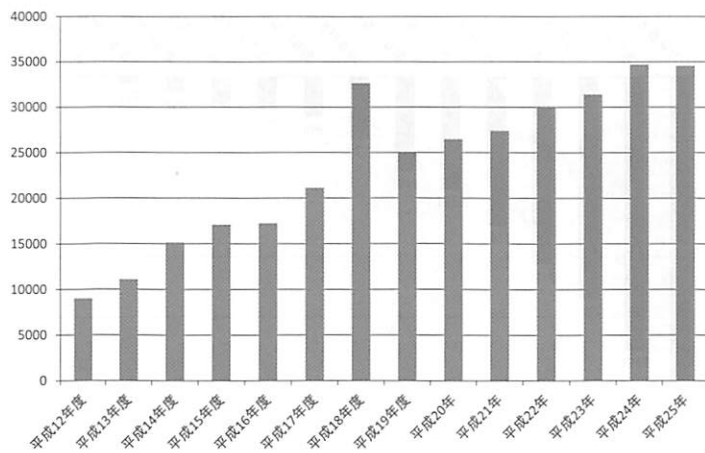
成年後見制度法人後見支援事業

(障害者関係)

1. 目的
成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。
2. 事業内容
 - (1) 法人後見実施のための研修
 - ア 研修対象者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等
 - イ 研修内容等 市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活動も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。
 - (2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - ア 法人後見の活動等のための地域の実態把握
 - イ 法人後見推進のための検討会等の実施
 - (3) 法人後見の適正な活動のための支援
 - ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築
 - (4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業
3. 事業創設年度
平成25年度
※市町村地域生活支援事業の必須事業(都道府県地域生活支援の任意事業)
4. 平成25年度予算(障害者関係)
地域生活支援事業460億円の内数

3

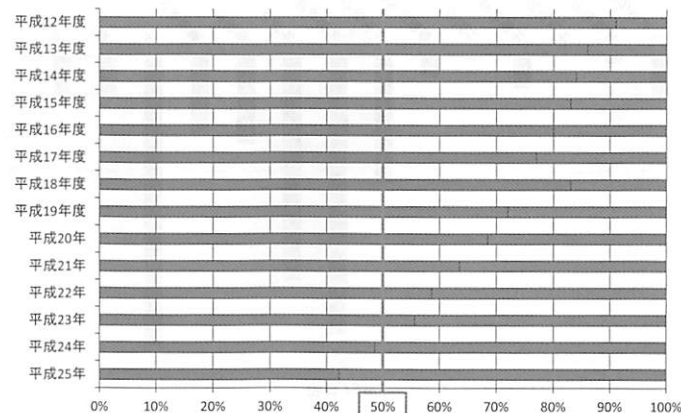
成年後見制度申立件数



「成年後見関係事件の概況」(最高裁判所事務総局家庭局)に基づき作成

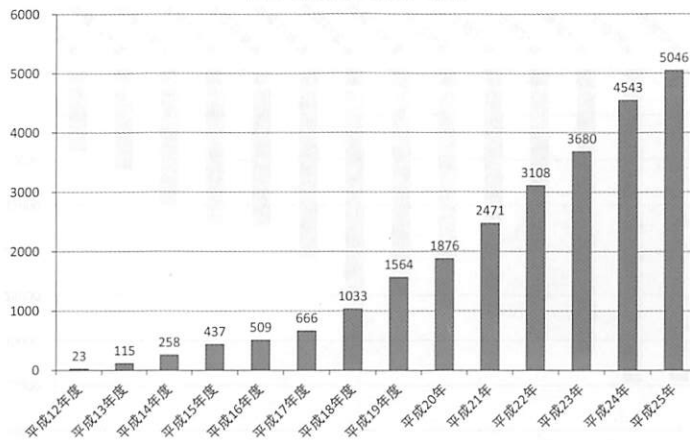
申立て者と本人の関係

■ 配偶者・親・子・兄弟姉妹及びその他の親族
■ 親族以外の第三者



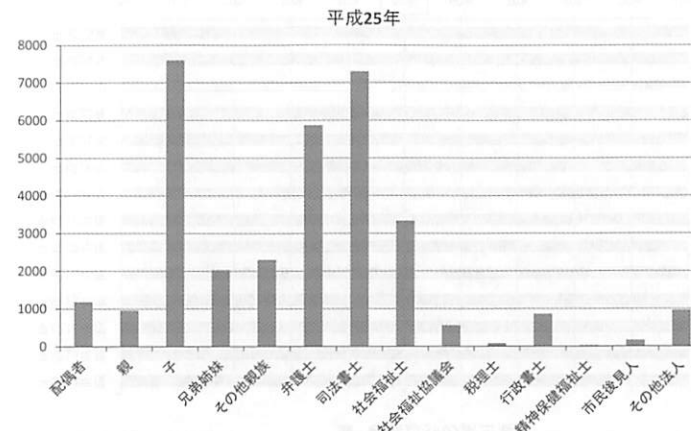
「成年後見関係事件の概況」(最高裁判所事務総局家庭局)に基づき作成

市区町村長申立件数の推移



「成年後見関係事件の概況」(最高裁判所事務総局家庭局)に基づき作成

成年後見人等と本人との関係別件数



「成年後見関係事件の概況」(最高裁判所事務総局家庭局)を元に作成

4. 虐待事例の報道から考える

ケース5

障害者施設入所者に虐待

障害児者支援施設「〇〇福祉センター」の男性職員(40)が11月27日に50歳代の男性入所者の頭をたたき、同28日には20歳代の男性入所者の頭をたたいた上、罵倒したという。2人にけがなどはなかったという。

別の職員が目撃して発覚、同学園の職員数人で構成する虐待防止委員会で調査し、虐待と認定した。

学園は今日6日に〇〇市に報告。市は同日、施設を調査した上で、7日に県に報告した。男性職員は市の調査に対して「間違いない」と話しているという。

市は今後、同学園に対し、再発防止策をまとめて書面で提出するよう求める。

同学園の〇〇事務長は「入所者に申し訳ない。再発防止に向け、職員研修などを通して虐待や暴力についての指導を徹底させたい」としている。

(2012年12月8日 読売新聞)

- 虐待防止委員会を設置し、正しく機能している
- 職員が虐待を報告できる組織風土
- 施設内調査に留めず、施設自らが行政に通報
- 事実を認め、誠実に対応

ケース2 介護福祉士が入居者を殴り骨折、施設は事故として処理

県警は、障害者支援施設に入所中の身体障害者の男性を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士を逮捕した。男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は日常的に虐待があった可能性もあるとみて慎重に調べている。

県警によると、約1カ月前に関係者からの相談で発覚、同施設を自宅捜索した。同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「事故」として処理していた。同法人は「逮捕容疑が事実であれば、当時の内部検証は甘く、管理体制についても問題があったということになる。入所者本人や家族におわびするしかない」としている。

(その後、県警はさらに5人の職員を傷害、暴行の容疑で地検に書類送検した。また、県の特別監査に対し、5人が「やっていない」と虚偽答弁をしていたとして、全員を障害者自立支援法違反容疑でも送検した。県は、法人に対して社会福祉法に基づく改善命令を出し、虐待を防げなかった理事長が経営に関与しない体制にするよう要求したほか、再発防止策も求めた。法人は、理事長を含む理事会及び施設管理者の体制刷新と関係職員への処分を行った。)

虐待防止・身体拘束廃止の観点から

(参考)
千葉県袖ヶ浦福祉センターにおける虐待事例について

【事案の概要】昨年11月 上記センター(千葉県社会福祉事業団が指定管理者として運営)の強度行動障害を有する利用者が、職員から暴行を受けた後、病院に救急搬送され死亡
(※本年3月11日:当該職員は傷害致死容疑で逮捕)

※ 確認された状況
(平成16年度から平成25年度まで10年間)

- 身体的虐待(暴行)

職員 11人	被虐待者 17人
--------	----------
- 性的虐待

職員 2人	被虐待者 2人
-------	---------
- 心理的虐待

職員 3人	被虐待者 4人
-------	---------

合計(実人数) 虐待者 15人 被虐待者 23人
(*この他に、虐待を行った疑義のある者3人)



千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会中間まとめ(26年3月:抜粋)

1 人材育成や研修、職場環境、職員配置

(1) 職員の資質や職場環境の問題

虐待(暴行)の原因の一つには、個人の問題として、支援スキルが不十分であり、また、虐待防止についての基礎的知識がない、と言うことが挙げられる。このため、支援に行き詰まり、行動障害を抑えるために暴行に至った面があることは否定できない。

例えば養育園第2寮の暴行した5人は、更生園で実施されているような行動障害に係る専門研修や、虐待防止に関する研修をほとんど受けていなかった。

また、支援に行き詰まりかけていた段階で、始めは緊急避難的な過剰防衛としての力を行使していたと考えられるが、だんだんとその方が通常の支援より楽だと思い、通常の適切な支援の実施に努めずに、安易に暴行を行うことを繰り返していた。

さらに、このような支援方法が、何人かの新たに配属された職員に容易に伝達したと考えられる。周りが安易な方法(暴行)を採っているから自分も安易な方法を、と、つまり、周りがやっているから自分がやっても大丈夫だ、と感覚が幼稚化、そして麻痺し、負の連鎖が発生したものと考えられる...

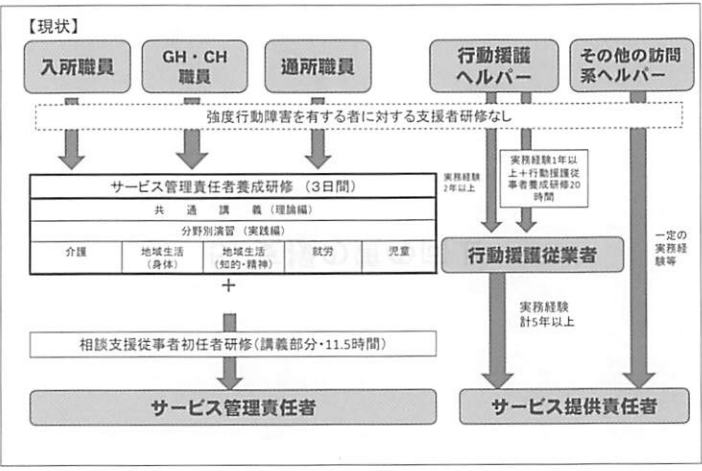
5. 支援の質の向上

障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成25年2月25日
強度行動障害を有する者等に対する支援者の人材育成について

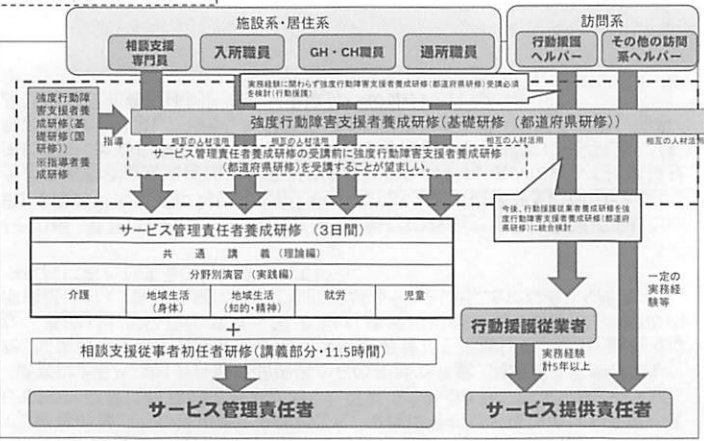
強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としており、このため、現状では事業所の受け入れが困難であったり、受け入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。

一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されており、強度行動障害に関する体系的な研修が必要とされている。このため、平成25年度に、研修の普及を通じて、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的として、指導者を養成するための研修を独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において実施することとした。また、平成25年度予算案において、都道府県が実施する強度行動障害を有する者等を支援する職員を養成するための研修事業を都道府県地域生活支援事業のメニュー項目として盛り込んだところであるので、積極的な取り組みに努められたい。

【参考(平成24年度)】



【参考(平成25年度)】

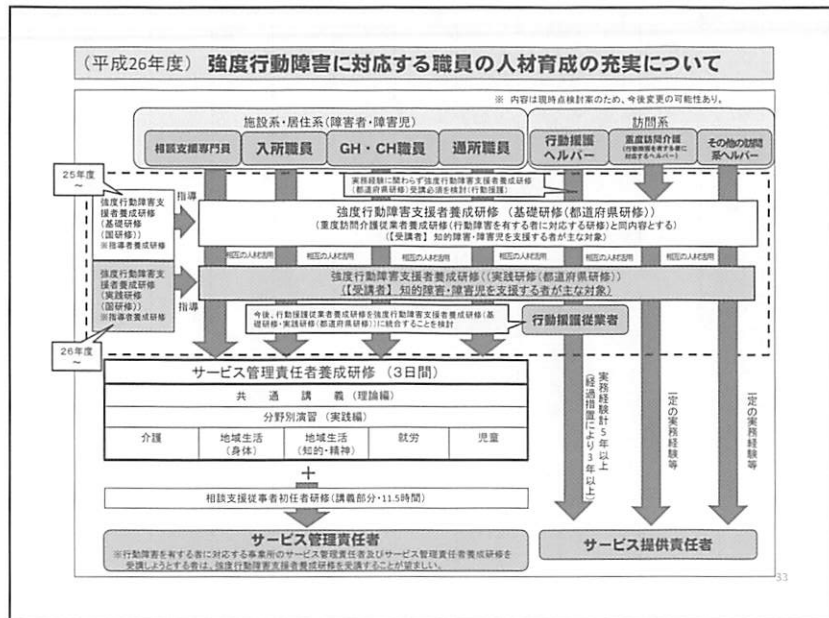


【見直しに当たっての趣旨】
 ○専門的な人材の育成(強度行動障害の特性から虐待につながるやすい虐待防止の観点)
 ○知的障害者等の支援者のキャリアパスの形成
 ○施設、通所等の拠点型サービスの人材育成機能の地域展開
 ○訪問系サービスの普及と拡大、質の向上(行動援護、重度訪問介護)

障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成26年3月7日
強度行動障害支援者養成研修について

強度行動障害を有する者に対する支援については、平成25年度に、支援者に対する研修として、強度行動障害支援者養成研修事業(以下、「基礎研修」という。)を都道府県地域生活支援事業の「メニュー項目に盛り込んだところである。この基礎研修の指導者を養成するための研修を独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(以下「のぞみの園」という。)において実施しているところであるので、活用を図られたい。

また、各事業所での適切な支援のために、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とし、サービス管理責任者等に対するさらに上位の研修(以下「実践研修」という。)を実施するため、平成26年度予算案において、各都道府県の支援者に対する実践研修を都道府県地域生活支援事業のメニュー項目に盛り込んだところである。実践研修についても、平成26年度より、指導者を養成するための研修をのぞみの園で実施する予定であるので、積極的な取り組みに努められたい。



平成26年7月9日提出資料
「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書(案)

……また、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴とした行動障害は、障害特性を理解した適切な支援を行うことにより減少することが報告されている。施設等においては、行動障害に対応した加算が算定されているが、虐待事案において行動障害を有する者が被虐待者となる事案も少なくない。平成25年度から、障害特性を理解して適切な支援を行う職員の人材育成を行うため、強度行動障害支援者養成研修が開始されたため、虐待防止と支援の質の向上の観点から、施設、事業所の職員が研修を受講し適切な支援ができる体制の整備を報酬上評価するなど、研修の受講を進めるための具体的な方策を検討すべきである。

→ 厚生労働省としては、今後とも引き続き、強度行動障害支援者養成のための体制づくりの施策を継続的に実施。

障害者虐待の防止
身体拘束・行動制限の廃止



支援の質の向上

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/gyakutaiboushi/

厚生労働省

ご意見書やパブリックコメントはこちら 意見参加の場

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

福祉・介護 障害者虐待防止法が施行されます

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について

厚生労働省では、平成25年6月14日に閣議決定された法律第148号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「法律第148号」)が、同日閣議決定で可決成立し、同日24日に公布された。本法律では、平成26年10月1日から、国や地方公共団体、障害者福祉施設(障害者施設)等、使用人などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者も発見した者に対する通報義務を課している。このページでは、本法律の概要や関係情報をご紹介します。詳しくは以下の資料をご覧ください。

<p>■法律</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律第148号(194KB) 本文 	<p>■政令</p> <ul style="list-style-type: none"> 政令第189号 本文(17KB) 施行期要領(19KB) 	<p>■省令</p> <ul style="list-style-type: none"> 省令第44号 本文(41KB) 施行期要領(20KB)
---	---	--

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、お近くのパソコンをダウンロードしてご利用ください。

お問い合わせ | 政策について | 分野別の政策一覧 | 福祉・介護 | 障害者虐待防止法が施行されます

提

案

NPO法人ゆずり葉の会 設立より今日までの体験

特定非営利活動法人ゆずり葉の会 理事長

佐藤恵美子

私どもの施設は岡山市街地より少し離れた所にある、社会福祉法人旭川荘の中にある重症心身障害児の施設です。昭和42年に中国・四国地区で初めて開設された、医療法に基づく病院であると同時に児童福祉法に基づく福祉施設でもあります。現在237名の入所者が利用しています。

児童院家族会は、昭和43年から自身のこどものみならず、同じ状況にある子供たちや、その家族の幸せを常に考え「弱い立場に生きる人々の命とくらしを守る」と言う姿勢で活動を続けてまいりました。

平成18年に法改正で障害者自立支援が施行されることになりました。それまでは、措置制度で入所していましたが、契約制度になり私たち親は、戸惑いました。子供たちも二十歳を過ぎればもちろん親の親権はなくなります。昭和42年頃に入所した子供たちは殆どが大人になりました。しかし、自分で意思表示できる人は全くと言っていいほどいません。自分では施設との相對契約を結ぶことは出来ません、子供たちを法的に守るには平成12年に施行された成年後見制度を利用するより方法がありません、家族会では、平成13年頃から学習会を何回かもちましたが理解できません、取りあえず家庭裁判所に保護者10名で出向き勉強させていただき、協力をお願いしました。

その当時、家庭裁判所の調査官には重症心身障害児のことについての知識がなかったように思います。調査官が「本人に直接会って確認するため、ここに連れてきてください」と言われました。私は「ここにこどもたちを連れてくるにはお医者さんと看護師さんが付き添って大きなストレッチャーが裁判所の入り口にずらっと並びますよ」と伝えました。すると、裁判所から児童院に出向いて調査をしていただけることになりました。一方、我々も何分にも素人で、全くといってよいほど専門的なことは分かりません、家族会の方々もだんだんとお年をとられ成年後見人といっても理解ができません。そこで家族会が中心になって何回も勉強会を持ちました。そして、該当者全員の保護者に呼びかけ、家庭裁判所に後見人選任の申請をしました。親・兄弟・叔父叔母の方々為主に個人後見人として選任されました。

しかし、一抹の不安がありました。私どもの家族会では家庭の事情やご高齢になりなかなか面会日やその他の行事に施設に来たくても来ることができなくなった保護者の方々がおられます、そのために岡山県下を10地区ぐらいに分け家族会の執行部と児童院からは顧問の先生や担当の職員さんが、その地区に

出向き相談等を聞く地区別懇談会を長年行ってきました。その時に出る話題が「今は、なんとか子供の後見も出来るがいずれできなくなる。また、私がいなくなったらどんなになるんじゃないか、心配で心配で安心できない」と言う声があちらこちらで聞かれるようになりました。その年の暮れ家庭裁判所で大変お世話になったので年末の挨拶をかねて御礼に行き、相談に乗ってくださった調査官にこの話をいたしました。

調査官は子供たちを法的に守るには「NPO法人を設立しては」と言われました。しかしNPO法人が何かもわからない私たちです。障害者に大変理解のある弁護士さんを紹介してくださり、そこに行って相談したらと教えてくださいました。かえって来てからも何日も悩みましたが、子供たちのことを思い勇気を出して竹内弁護士の事務所を尋ねました。色々と今までの経過を説明しNPO法人のことをお聞きしましたが専門的な話になるとよく理解できませんでした。しかし竹内弁護士は「子供たちのために頑張ってください、全面的に協力してあげるから」と嬉しい返事をしてくれました。

年も明け、旭川荘の江草名誉理事長・末光理事長・仁木副理事長にNPO法人を立ち上げる相談をいたしました。すると「頑張ってください、出来るだけの応援はするから」と非常に心強いお話をいただきました。そして睦学園と一緒に取り組んではと提案してくださいました。当時睦学園も重症心身障害児施設で成年後見人の件で取り組んでいたころでした。色々と具体的なアドバイスをしていただきだんだんと私たちも後には引けなくなってまいりました。私たちは法律的な専門用語も判らず、仕組みもわかりませんでした。ただこれから先子供たちが困らないように、いつまでも幸せな日々がすごせるためにと思い、一生懸命に手をつくしました。

平成20年5月に、NPO法人設立準備委員会を立ち上げました。これより本格的な取り組みで殆ど毎日といってよいほど走りまわりました。弁護士さんにアドバイスをいただき、出来るだけ多くの会員さんが入れるようにと、入会金二千元・年会費二千元という低会費にいたしました。利用会員は子供たち、運営会員は親たちで皆で子供たちを見守っていくようにしました。面会日等いろんなチャンスを捉えては説明もしました。しかし中には「子供がいなくなったら全部子供のお金はゆずり葉の会がとるんじゃないの」とか「いまどき、そんなうまい話があるもんか、だまされてるのじゃないの」とか、疑心の声を聞かされました。その都度丁寧に説明をし誤解を解いて廻りました。私たちのゆずり葉の会はお互いに支えあっていく互助的な組織であり、親の思いを次世代につな

いでいく継続的な組織でもあり、弁護士・税理士・社会福祉士・行政書士・アドバイザーとして司法書士さんの専門家も理事に加わっていただき専門性も高く信頼の保てる組織です。裁判所の申し立ても成年後見業務を円滑に継続していくため、子供たちに有益になるようにと、「権限の分掌」は定めていません。又専門職の先生方とも役割と報酬に関する内規も作りました。

全てが整い平成20年10月14日に特定非営利活動法人ゆずり葉の会の設立総会をおこないました。岡山県に設立承認申請書を提出いたしました。県からも何回か指導を受け平成21年3月24日に認可されました。家庭裁判所にも裁判官・書記官・調査官の面接を受けに出向き厳しく指導を受けました。そして、4月1日より正式にスタートしました。思い返せば何もわからない私たちでしたが、障害者に大変理解のある先生方に見守られご指導いただいた賜物だと感謝しています。私たちも子供たちを守っていくにはと一生懸命でした。記録に取ってるだけでも家庭裁判所・県庁・弁護士事務所等60回以上足を運んだと思います。

平成21年4月26日には来賓の先生方をお迎えし、関係者一同があつまり盛大に発足記念式典を行うことができました。身上監護は同じ病棟の中の子供たちの状態が一番わかっている運営会員同志で行う点で、多くの家族から安心だと賛同を得ています。中には「これでやっと安心して死ねる」と言われる方もおられます。財産管理は、年に1度それぞれの預貯金のコピー等で資産報告をしています。皆さんが提出したものを整理し理事の税理士さんが目をどうし家庭裁判所に提出いたします。NPO法人を設立するにあたり、旭川荘の先生がたには大変なサポートをしていただいています、事務所も現在家族会事務室として使っている所を使わせていただき、事務職員も今までの家族会の職員さんに兼務でお願いし応援していただいています。

月日の経つのは早いもので、ゆずり葉の会を設立し丸五年が過ぎました。その間親御さんも随分歳をとったように思われます。今までは個人後見人として自分の子供さんのことは身上監護も財産管理もちゃんとしておられましたが、だんだんと出来なくなってきました。ゆずり葉の会の存在が大きくなってきます。

理事会は各月ごとに行い、専門職の理事さんが出席されるので相談があればこのときに個人的な相談も受けますし、年2回は研修会で後見業務の件・遺産分割や相続の件・遺言の件・税金の件・後見信託等の勉強をおこないました。ニュースレターも何回かだし会員さんにいろいろな情報を知らせます。又生活上

でいろんな問題が出てきたらその都度専門職の先生や、家庭裁判所に相談し解決しています。

現在4月1日で利用会員243名・運営会員241名・賛助会員9名になりました。財産管理は208件を家庭裁判所に報告しています。殆どの方は個人後見人と法人後見人と複数の後見人が付いていますが、中には個人後見人がなくて、ゆずり葉の会だけが後見をしている方が14名おられます。又財産の管理でゆずり葉の会が預金通帳をお預かりしているのが43名ほどおられます。

成年後見事業では、財産管理についての相談、利用者が他の病院等に入院時の治療同意、福祉サービスの利用申請、必要書類（登記事項証明書・印鑑証明書）の取り寄せ、資産報告などです。親御さんのどちらかが悲しいことにお亡くなりになり相続に関しての相談件数もだんだん増加してきました。財産管理も個人後見人の親ごさんが預金通帳を管理しているので家庭裁判所より指導が何件もあり、その都度専門職の理事と相談し対応について検討を行い改善を図っています。

生活支援については、物品の購入（嗜好品、衣服、個人的な持ち物）面会等も行います。病棟に身上監護ノートを置き担当の利用者の面会やベット周りの整理等をノートに記入しています。また着ぐるみを購入し、年末には大仮装パレードを行い利用会員さんを喜ばしています。又病棟ごとに楽しいイベントを企画し変化のある生活を送るようにしています。

交流・連携・普及活動に関する事業については、研修委員が企画した学習会をし、他施設・他団体から要請があれば出向き、会の説明や講演を行っています。

このようにNPO法人ゆずり葉の会が出来、親子共々何の心配なく幸せな生活が送られるようになったのも、重症心身障害者に対する深いご理解とご支援があったればこそだと感謝しています。あの時、裁判所の調査官の方が「3年先には絶対必要になる」と言われた言葉がやっとわかったような気がいたしました。

今までに後見業務をおこなった事例を少しあげてみます。

事例1

お父さんが急にお亡くなりになり、お父さんの預貯金が銀行で一切とめられ、でなくなりました。お母さんと、お兄ちゃんは印鑑証明もとれ自分で書類にも署名・捺印がおせますが、入所の子供は自分では出来ません、そこでゆずり葉の会が法務局で登記事項証明書と印鑑証明書を取り、本人の代わりをいたしま

す。

事例 2

あるおとうさんは、元気なときに遺言を書いておられました、お亡くなりになられ遺言を裁判所であけて見ますと、奥さんだけに全部相続するように書いてありましたが、入所の子供には遺留分がありますので、4分の1は通帳に入金していただき家庭裁判所に遺産分割協議書を提出いたしました。

事例 3

利用者が、夜、急に他の病院に入院することになりました。お父さんしか居なくて、夜で交通手段もなく直ぐ駆けつけることができなくて、ゆずり葉の会に連絡が入り、夜中に病院に出向き後見人として書類一切を書き手続きをしました。日頃、家族の方には病院等入院のとき、一刻を争うことですので「医療機関への手術等に対する同意書」を書いてもらっています。子供もよく知ってお母さんが来てくれ、頑張れと声を掛けてくれるので安心され治療を受けることができます。

事例 4

ある利用者さんが入院されたときには、洗濯物が沢山出るので病院に出向き病院の洗濯機で洗濯をし乾燥機で乾かし病室の担当の看護士長に預けたり、又必要なものがあれば購入してきます。

事例 5

親御さんが歳をとり子供の衣服を選んだり、購入することが難しくなった方の衣服を買いに行き、名前をつけて病棟に渡したり、車椅子等の申請もゆずり葉の会が区役所に行き判定のつきそいも支援しています。

殆ど、個人後見人が出来なくて困ることは、子供たちが困らないようにゆずり葉の会でいたします。

みんなで考えましょう

NPO（特定非営利活動法人）



ゆずり葉の会（仮称）設立について

平成20年3月23日 児童院家族会

1. なぜ、NPO を設立しようと思ったの？

私たち児童院家族会は、児童院と協力しながら地区別懇談会を長年行なってきました。また、平成18年10月以降、児童院にも障害者自立支援法が施行され、成年後見人の必要性が高まり、家族会も積極的に保護者に働きかけ、主として親が後見人となりました。

その地区別懇談会の場で、しばしば話に出てきたことがあります。親の年齢が徐々に高くなり後見人としての仕事が難しくなっていくのではないかと、親が亡くなったあとのことも心配だし、何か団体のようなものを作って、仕事を引き継いでいくことはできないものかということでした。

家族会としても今後のことを考え、後見人申請でお世話になった家庭裁判所に相談に行きました。そこでNPO（特定非営利活動法人）の設立を考えてはどうだろうとの示唆をいただき、弁護士を紹介していただいたり、講演を聞きに行ったりして勉強してきました。

自分で意思表示することが難しい子ども達を、永続的に守っていくためには、継続性のある組織が必要であること。また、個人では支えきれぬものではなく全体で、力を合わせて助け合っていく組織の必要性を感じました。

結果、数年後には絶対に必要になってくる組織であること。そのときになって慌てても簡単にはできないこと。今なら、家裁も弁護士さんたちもすごく熱心に働きかけてくれているので、この時期を逃さずに設立した方がよいという考えに到りました。

2. どんな組織なの？

お互いに支えあっていく相互、互助的な組織です。

親の思いを次世代につなげていく継続的な組織です。

弁護士、税理士、社会福祉士など、専門家も加わる専門性の高い組織です。

家裁への報告義務、家裁の審査等もあり、信頼性の保てる組織です。

3. どんな活動ができるの？ どのような活動をしたいと思って設立するの？

1) 法人後見事業（個人の後見人に加えて、法人の複数後見人として役割を果たす。後見に関する相談など）

2) 生活支援事業（福祉サービスに関する相談）

★具体的に書き出して見ると

①親が高齢になったり、体が弱くなって、面会に来ることが難しくなったとき、後見人としての仕事が果たせなくなったとき、

②遠くに親が住んでいる場合、

③悲しいことですが親が亡くなったとき、

④現在、個人的にも後見人がいない子ども達のことについて。

上記(①～④)のような場合に、親が一番気になるのは、やはり子ども達のことです。法人として後見人を引き受け、引き継ぎ、日ごろ子ども達の顔を見知っている者同士が定期的に見守ってあげたり、日常の暮らしに必要な品を買い揃えてあげたり、また施設とも密接な連絡を取り合いながら緊急時にも対応できるような生活支援を軸に、全体で支えあっているNPOにしたいと思います。

- ⑤ 日常の金銭管理、たとえば必要な物品の購入や支払い、また施設への自己負担金のスムーズな支払い、そのために年金が振り込まれる通帳などの保管管理などをしていく。
- ⑥ これらの仕事を個人ではなく、法人としてするための後見をめざします。子ども達が将来的にも元気で楽しく暮らせるように、親の願いを次の世代へ引き継いでいけるような継続性のある、透明性にとんだ活動のためのNPOを設立したいと思っています。
- ⑦ 専門家の方々(弁護士、税理士、社会福祉士など)が理事として加わってくださることから、相続の問題や、何かトラブルが生じた場合には、気軽に相談に乗ってもらい解決へと導いてくださいます。

4. 法人の力とは・・・?

法人には個人を超えた力があります。・・・継続性、透明性、集団力、協働力、専門性

法人ですから継続性があります。子ども達が元気で楽しく暮らしていけるように、親の願いを若い世代、次世代へと引き継いでいけます。個人の限界を超える力をもつ法人ですから、一人で何もかにもするのではなく、会員全体で動きますので協働力があります。

専門家が加わることで、相続やトラブル等専門性の高い問題の解決もできます。

5. 費用はどのくらいかかるの?

現在考えている費用です。

	入会金	年会費	利用料
運営会員(親)		2,000円	
利用会員(子ども)	2,000円		実際の支援にかかる料金は、個人負担となります。地域権利擁護事業より安価を設定しようと思います。
賛助会員(賛同してくださる方々)		ひと口 2,000円	

*利用料金に関しては別に内規をもうける。

*専門家への報酬費用は、当分の間、収入の範囲内で随時決定する。

6. 参加して協力を

NPOの基本運営費は、賛同してくださる皆さんの会費でまかなわれます。皆様のご賛同と、会費のご協力をよろしく願いいたします。参加のお申し込みをお待ちしております。

7. その他

- ・NPO法人の税金については、岡山県、岡山市とも申請によって免除されます。
- ・プライバシーは守られます。

設 立 趣 旨 書

1. 趣 旨

平成 18 年 10 月から、私たちの子ども達が入所しております重症心身障害児施設・旭川荘療育センター児童院・睦学園も、障害者自立支援法の施行に伴い措置制度から契約制度へと変わりました。契約になったことで、自分自身による意思表示が明確にできない子ども達は、法律的には施設と相對契約を結ぶことができません。20 歳を過ぎれば親権もなくなります。子ども達を守るためには、平成 12 年 4 月から施行されております成年後見制度を利用するしかありません。家庭裁判所にご協力をお願いし、家族会が中心になって後見人選任の申請を保護者に呼びかけ、現在、入所者数の約 85% の子ども達の、主に親が後見人となっています。

しかし、これから先を思いますとき大きな不安があります。特に児童院入所者の平均年齢は約 43 歳と高く、保護者の年齢もすでに 70 歳を越えようとしています。今は親も元気で後見人としての仕事もできていますが、年齢を重ね体も弱くなって面会にも思うように行くことができなくなったり、後見人としての役割が果たせなくなったときのこと、また、悲しいですが親亡きあとのこと、さらに未だ後見人が選任されていない子ども達のことなど心配は尽きません。将来的にも子ども達が元気で、楽しく幸せに暮らしていけるように、そして私たち親も安心できるような、全体として支えあえる大きな組織としての後見人の存在が求められています。

財産管理や日常の金銭管理のみならず、子ども達を定期的に見守ったり、施設との連絡を密接に取りながら緊急の場合にも対応できるような生活支援を軸に、個人ではなくグループとしての後見をめざしています。

子ども達の幸せのために、親の思いを若い世代へと引き継いでいける継続性があり、また透明性とんだ法人後見をめざし、ここに特定非営利活動法人を設立いたします。

2. 申請に至るまでの経過

私たち児童院家族会は、施設（旭川荘療育センター児童院）とタイアップしながら地区別懇談会（県下を11地区に分け、その地区に出かけて行って話し合いをする）を長年行なってきました。平成18年10月以降、児童院にも障害者自立支援法が施行され、成年後見人の必要性が高まり、主として親が後見人となりました。

その地区別懇談会の場で、しばしば話に出てきたことがあります。親の年齢が徐々に高くなり後見人としての仕事が難しくなっていくのではないかと、親が亡くなったあとのことも心配だし、何か団体のようなものを作って、仕事を引き継いでいくことはできないものかということでした。家族会としても今後のことを考え、後見人申請でご協力をいただいた家庭裁判所に相談に行きました。そこで特定非営利活動法人（NPO）の設立を考えてはどうだろうとの示唆をいただき、講演を聞きに行ったりして勉強してきました。

将来的に、子ども達が楽しく元気に暮らせるために、また親も安心できるためにはNPO法人の設立をめざすべきだという保護者の気運が高まり、平成20年度の家族会の活動計画のなかに組み入れ、家族会執行部を中心に平成20年5月18日に設立準備委員会を発足させました。

設立準備委員会では、平成20年5月から会合を持ったり、弁護士さんに来てもらって説明会を開いたり、具体的な活動についての勉強さらに、NPO法人としての定款作りや、具体的な事業活動についての検討などを重ねてまいりました。

また、旭川荘療育センター児童院と同じ重症心身障害児施設である睦学園の家族会にも呼びかけ、一体となってNPO法人設立を目指すことになりました。

以上のような活動を経て、平成20年10月14日設立総会を開催し、ここに特定非営利活動法人設立の申請をいたします。

平成20年12月5日

特定非営利活動法人 ゆずり葉の会

設立代表者 住所 岡山市祇園93番地3
氏名 佐藤 恵美子

医療機関への手術等に対する同意書

特定非営利法人

ゆずり葉の会理事長 佐藤恵美子殿

私は成年被後見人である利用会員に、手術等の専門的な医療が必要になり、医療機関より手術等に対する同意を求められた場合、不在等によって家族・親族が直接に同意が出来ない場合、家族・親族に代わって成年後見人である特定非営利法人ゆずり葉の会が同意することに同意します。

平成 年 月 日

利用会員

(児童院 睦学園)

運営会員

印

住所

利用会員との続柄

提 案 権利条約から育成会活動を考える（虐待・成年後見制度等）

前社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会中央相談室 室長

細川 瑞子

プロフィール

- ・最重度知的障害者（32歳。施設入所）の親。
- ・成年後見制度の研究者（いつかは子どもを社会に託す）
- ・長年、相談に関わってきた（全日本育成会。富山県「障害者110番」専門相談員）

最近、感じること

- ・障害者の権利に関する法制度が次々と誕生
「障害者の権利条約」批准、障害者差別解消法、障害者総合支援法、障害者虐待防止法…
しかしながら、細かなところは未定
- ・社会の現実が厳しくなりつつある
…全日本育成会での9年間の相談から
→将来どんな社会を目ざすのか、私たちはどう活動すればいいのか、改めて考える必要

1、権利条約→障害者差別解消法（2013年6月成立）→2016年4月施行

- (1) 「できる・できない」で判断せず、同じ「権利主体」と扱う。
e.g. 被後見人の選挙権剥奪問題。育成会100万人署名活動→法改正 快挙！
- (2) (施行までに) 何が「差別」か、「合理的配慮」か、考える…障害特性毎に
e.g. 「段差」があれば車椅子が通れない→社会参加できない
→今後は（施行までに）知的障害者への合理的配慮を考え、発信していく必要
- (3) しかし、法の目的は、形式的平等（同じスタートラインに立つ権利）の保障
（＝その後は能力次第。結果の不平等は問わない）
- (4) それで足りるのか？保護は必要ないのか？
e.g. わが国の障害者雇用は、積極的差別是正措置＝保護（雇用率や給付金等）

2、権利条約→障害者総合支援法（2013年4月施行）

権利条約12条「法律の前にひとしく認められる権利」

- 1項「障害者は、すべての場所において法律の前に人として認められる権利を有する」
- 2項「障害者は、あらゆる側面において他の者と平等に法的能力を享有する」
- 3項「障害者は、法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用することができる」

- (1) 福祉サービスを受ける際のプロセス変更「まずは、相談ありき」
- (2) 本人の意思重視→自己満足感を得られる
- (3) 「意思決定支援」の言葉が登場 しかし、意思決定支援って、何？

附則3条。施行後三年かけて検討することとして…

／「意思決定支援のあり方」

＼「成年後見制度の利用促進のあり方」

- (4) 全育成2013年度「基礎的調査研究」を行った（大塚先生の講演）
- (5) (成年後見制度の) 代理決定や取消はダメ？必要ない？論議が起きている
e.g. 成年後見法学会連続研究会
- (6) 本人の意思（支援付き）に委ねていいのか？保護は必要ないのか？

3、相談から見えた社会の現実

- (1) 社会の目が厳しく、画一的に判断される
 - e.g. 通所途中で立ち寄るコンビニで、飲料一本万引きしたとして、いきなり「逮捕」→些細な事件でも、繰返すと形式的に累犯加重され、実刑に。
 - e.g. 全育成「最高検察庁でのヒアリング（2012.3.6）」で発言
知的障害者の取調べ（過程の録音・録画）に関して、
…「知的障害者の障害特性（理解力や推理力が弱い。易誘導性、迎合性。目先のことに気が取られ、自分の不利益を考えないこと等）を理解して欲しいこと。
+人格の尊重と自白偏重からの脱皮をお願いした。
- (2) 判断能力が不十分な人を騙すこと、を恥ずかしいと思わない情けない社会
 - e.g. 20歳の誕生日に呼び出されて、宝石を買わされた（親権が切れる）
 - e.g.（認知症高齢者等の）オレオレ詐欺の被害は年間487億円（2013年）
- (3) 虐待防止法はできたが、虐待事件はなくなる
 - e.g. 千葉県の施設での虐待事件…被害を訴えられない人ばかりが狙われた。
 - ☆虐待防止法の重要な点…虐待は、本人の被害意識・申立てを問わず、客観的に判断。経済的虐待（嫌がっていないくても）、性的虐待（喜んでいっているように見えても）
- (4) 知的障害者の障害特性の再確認
 - ・人に騙されやすい。「何でもハイ」「分からないと言えない」「一旦信用するとトコトン」
 - ・自分の損得が分からない「分からないけど署名」「書類は捨てれば済むと思っていた」
e.g. 消費者被害の実情（ローン？利子？契約書？）
 - ・支援しても意思決定できない人がいる現実
e.g. どんな重度の人でも意思がある→支援があれば意思決定できる？
v.s. 内容を理解できない限り、意思決定できるとみなしてはいけない！
→意思決定や意思決定支援だけでは、権利擁護には足りない。適切な保護が必要。

4、本人意思も大事だが、障害者虐待防止法や成年後見制度（代理・取消）も必要

- (1) 本人の権利の尊重（意思決定への支援も含め）
 - e.g. 国際育成会連盟の「意思決定の権利」キャンペーン（2013.4から1年間）
「なぜ今『意思決定』なのか？」→
「親が抱え込んでいるから、どう暮らしたいのか意思決定の権利を否定されてきた。」
→親の意識改革も必要
- (2) 必要な保護の観点を見失ってはならない
障害者施策の統合化の問題点
…判断能力十分な障害者と判断能力不十分な障害者では、必要とするものが違う！
e.g. 全育成2013年度「基礎的調査研究」の「成年後見の利用促進」
…「制度を利用している親はまだ少数であり、利用している親も『預貯金の管理』等、社会情勢に迫られて仕方なく申し立てた利用が多く、積極的な申立ては決して多くない。…利用を妨げている最大の理由は『必要性を感じない』（同報告書11頁）。
- (3) しかし、親が抱え込んでいれば済むのか？社会は理解し、受け入れるのか？
→成年後見制度のあり方を改めて考える必要

5、これからの成年後見制度と、意思決定支援のあり方を考える

- (1) 代理も取消も必要だが、後見人だけ（家族・専門職）で決めていいわけではない
／いかにして本人の意思・希望を叶えることが可能か
＼いかに希望した暮らしを支える仕組みを社会に築くことができるか
- (2) 国際育成会連盟の提案が重要
国際育成会連盟キャンペーンの文書
「知的障害のある人を支援するネットワークを構築する戦略により、自分自身で意思決定することの支援されることが可能になり、それによって孤立しなくなり、家族への依存度が軽減され、自分で選んだ生活ができるようになる。」
／本人・家族・後見人・福祉関係者等で、地域ネットワークを築く
＼重要事項は、協議で決める仕組み（ケア・マネジメント）があること
- (3) 日常生活に関する行為と、重要法律行為を分けて考えるべきでは？
／日常生活に関する行為は、本人の意思決定（支援）で
＝ＱＯＬの向上と本人の満足感
＼民法13条1項「重要法律行為」についてはケア・マネジメント義務付け
＝必要な保護を担保すると同時に、社会にネットワークを築く
（第12回全日本育成会権利擁護セミナー（201-.11.17）
細川・基調講演「身上監護の福祉システム化をめざして」
+ 身上監護については、報酬の減免措置を
＝福祉サーヴィス利用は、安全で豊かな生活には欠かせない

6、育成会として、成年後見制度を考えていく必要

- (1) 親として、わが子について考えたいこと
／どれだけ情報があり、契約上手な親であっても、いつかは子を社会に残していく
＼親が考える子の生活と、子自身が考える生活には、ズレがある
- (2) 家族として、地域社会に向けてできること？
／社会に対して、きちんとつないでおくこと
＼親なしに生きていく子が生きやすい社会を構築することが大事
- (3) 仲間に向けて「何ができるか？」
／分かり合える、支えあえる仲間がいることは、親の思考を拡げてくれる
＼社会的孤立死事件や心中事件を防ぐために、仲間を増やそう
- (4) 親の意識改革も必要
- (5) 学び、考え、手をつないで活動することの重要性

改めて権利擁護を考える…

- ・誰から支援を受けるか、どんな支援を受ければ、意思決定できるかも問題ではあるが、それよりも重要なのは、意思決定が自分でできる人も、人に支援してもらって意思決定する人も、障害が重くてどれだけ支援しても意思決定できない人も、同じ社会の一員として尊重される、そういう社会を作り上げることこそが重要では？
- ・現代社会で大きな問題となっているのは、自己決定では解決しない問題ばかり。

e.g. 後世へツケを残す環境問題、過剰な競争でセーフティネットすら脅かす格差社会、高齢者等を狙った事件の多発等。

一律の差別禁止や機会均等だけを主張すれば、能力による差別を当然視することに。機会が与えられても能力を発揮できない人、能力自体にハンディを持っている人もいる。それが社会の現実。(認知症462万人。行方不明者が年間1万人。)

現実を直視し、他人事とせずに解決をめざすことこそが、本来の権利擁護では？

- 以上 -